⑷　酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

区分			販売業者数	販売場数		
				卸売に限るが条件付されているもの	販売方法に条件が付されていないもの	計
			者	場	場	場
販売方法に条件が付されて（販売方法に条件が付されていないもの及び卸売に限るもの）	全酒類		233	131	286	417
	ビール		12	10	12	22
	洋酒		48	33	59	92
	輸出入酒類		14	28	10	38
	自製酒類	清酒、みりん	6	38	4	42
		合成清酒、しょうちゅう	－	6	2	8
		ビール	－	8	6	14
		洋酒	1	8	6	14
		計	**7**	**60**	**18**	**78**
	その他の酒類		15	14	12	26
	合計		**329**	**276**	**397**	**673**
	合計のうち	小売業者の共同購入機関	5	6	－	6
		卸売業者の共同購入機関	1	1	－	1
		製造者の共同販売機関	3	5	－	5
販売方法に条件が付されている旨の条件が付され小売に限れて	全酒類	一般のもの	13,373	－	－	14,782
		特殊のもの	98	－	－	435
		期限付	－	－	－	－
		計	**13,471**	**－**	**－**	**15,217**
	その他の酒類	一般のもの	79	－	－	101
		特殊のもの	446	－	－	635
		期限付	7	－	－	20
		みりんだけのもの	94	－	－	413
		薬用酒だけのもの	973	－	－	986
		計	**1,599**	**－**	**－**	**2,155**
	合計		**15,070**	**－**	**－**	**17,372**
媒介業			6	－	－	15
代理業			－	－	－	－

調査時点：平成14年３月31日

用語の説明：１　**媒介業**とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

２　**代理業**とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

⑸　免許場数の累年比較

区分	酒類製造免許場数							酒類製造場数	酒類販売場数		
	清酒	合成清酒	しょうちゅう		ビール	その他	計		卸売業	小売業	計
			甲類	乙類							
	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
平成８年度	332	10	13	69	7	140	571	386	684	16,673	17,357
9	329	10	13	69	20	140	581	399	676	16,853	17,529
10	325	10	13	69	21	145	583	395	672	17,096	17,768
11	322	10	13	69	23	153	590	396	685	17,269	17,954
12	319	10	13	69	23	160	594	395	688	17,173	17,861
13	315	10	13	71	25	156	590	391	673	17,372	18,045

調査時点：各年とも翌年３月31日